

石川県公報

令和3年2月2日

第13376号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目		次	
告 示			
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○保安林の指定施業要件の変更予定の通知(森林管理課)	5
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を 求めるための事前届出(水産課)	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	2	○土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	6
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	2	○土砂災害警戒区域の指定の解除(同)	7
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届 出(同)	2	○土砂災害特別警戒区域の解除(同)	7
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	3	公 告	
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の 届出(同)	3	○大規模小売店舗の新設の届出の公告(経営支援課)	7
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	3	○肥料登録有効期間更新公告(農業政策課)	8
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の 変更の届出(同)	4	○石川県告示第7号の2の布告公告 (畜産振興・防疫対策課)	9
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更 の届出(同)	4	○県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	9
○青少年に有害な興行の指定(少子化対策監室)	4	○建設業の営業の停止命令の公告(監理課)	9
		○基本測量終了公告(同)	10
		○公共測量終了公告(同)	10
		○公共測量終了公告(同)	10
		○公共測量終了公告(同)	11
		○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	11
		○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	11
		公安委員会	
		○石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規 則	11
		石川海区漁業調整委員会	
		○竿釣及び手釣による水産動物の採捕制限	12

告 示

石川県告示第13号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
中村小児科医院	野々市市押野1-128	令和2年12月1日
つだ歯科医院	河北郡津幡町能瀬ニ3番地3	令和2年12月1日
栗津ゆうゆう薬局	小松市矢崎町ネ47	令和3年1月4日

石川県告示第14号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
中村小児科医院	野々市市押野1-128	令和2年12月1日
つだ歯科医院	河北郡津幡町能瀬ニ3番地3	令和2年12月1日
栗津ゆうゆう薬局	小松市矢崎町ネ47	令和3年1月4日

石川県告示第15号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業 所		変更年月日
	名 称	所 在 地	
医療法人社団 宏治会	新	ののいち産婦人科クリニック	野々市市本町2丁目18番22号
	旧	野々市産婦人科医院	
楠野 幸次	新	楠野脳神経内科外科クリニック	小松市土居原町303番地
	旧	楠野医院	
医療法人社団 新	新	医療法人社団新 新内科医院	白山市西柏町7番地13
	旧	医療法人社団 新内科医院	
医療法人社団 柳瀬医院	新	やなせ医院	能美市浜町カ157番地
	旧	柳瀬医院	

石川県告示第16号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業 所		変更年月日
	名 称	所 在 地	
医療法人社団 宏治会	新	ののいち産婦人科クリニック	野々市市本町2丁目18番22号
	旧	野々市産婦人科医院	
楠野 幸次	新	楠野脳神経内科外科クリニック	小松市土居原町303番地
	旧	楠野医院	
医療法人社団 新	新	医療法人社団新 新内科医院	白山市西柏町7番地13
	旧	医療法人社団 新内科医院	
医療法人社団 柳瀬医院	新	やなせ医院	能美市浜町カ157番地
	旧	柳瀬医院	

石川県告示第17号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
株式会社ニルヴァーナ	訪問看護事業所ニルヴァーナ	新 野々市市住吉町26-46	令和2年8月2日
		旧 野々市市本町3-6-31	

石川県告示第18号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
株式会社ニルヴァーナ	訪問看護事業所ニルヴァーナ	新 野々市市住吉町26-46	令和2年8月2日
		旧 野々市市本町3-6-31	

石川県告示第19号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所在地	廃止年月日
やまざきクリニック	七尾市つつじが浜1番地3	令和2年3月31日
中村小児科医院	野々市市押野6-179	令和2年11月30日
水野歯科医院	白山市美川浜町夕37	平成30年12月31日
菅野歯科医院	かほく市高松ウ9	平成31年3月31日
つだ歯科医院	河北郡津幡町能瀬ニ38番地6	令和2年11月30日

石川県告示第20号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所在地	廃止年月日
やまざきクリニック	七尾市つつじが浜1番地3	令和2年3月31日
中村小児科医院	野々市市押野6-179	令和2年11月30日
水野歯科医院	白山市美川浜町夕37	平成30年12月31日
菅野歯科医院	かほく市高松ウ9	平成31年3月31日
つだ歯科医院	河北郡津幡町能瀬ニ38番地6	令和2年11月30日

石川県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ニルヴァーナ	野々市市本町3-6-31	訪問看護事業所ニルヴァーナ	新 野々市市住吉町26番46号	令和2年 8月2日
			旧 野々市市本町3-6-31	

石川県告示第22号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社ニルヴァーナ	野々市市本町3-6-31	訪問看護事業所ニルヴァーナ	新 野々市市住吉町26番46号	令和2年 8月2日
			旧 野々市市本町3-6-31	

石川県告示第23号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	愛のコリーダ (原題) LEMPIRE DES SENS	ア ン プ ラ グ ド (フランス、日本)
〃	DAU. ナターシャ (原題) DAU. NATASHA	ト ラ ン ス フ ォ ー マ ー (ドイツ、ウクライナ、イギリス、ロシア)
〃	母娘絶倫 淫乱すぎて濡れすぎて	新 東 宝 映 画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和3年2月2日

石川県告示第24号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
白山市白峰十号70の1から70の4まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養かんよう
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第25号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年2月2日から同月16日まで一般の縦覧に供する。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

発 起 人		加入区	法第113条第1項の規定による漁業協同組合に対する申出	縦覧場所
氏 名	住 所			
森 田 誠	小松市安宅新町二12-10	小松市	行う。	石川県漁業協同組合小松支所
高 藤 一 男	小松市二ツ梨町ウ41番地1			
中 田 覺	小松市古河町55			
福 岡 敬 又	白山市美川和波町カ284番地1	美 川	〃	石川県漁業協同組合美川支所
桜 田 紀 政	白山市美川中町ロ30番地3			
吉 田 利 博	白山市番田町20番地			
株式会社 福 栄 水 産	金沢市桂町イ43番地1	金沢市	〃	石川県漁業協同組合金沢支所
株式会社 瑞祥丸漁業部	金沢市専光寺町ツ46番地2			
株式会社 重 福	金沢市専光寺町ツ45番地			
有限会社 平野水産	金沢市金石西4丁目6番15号	〃	〃	石川県漁業協同組合金沢港支所
筆 漁 業 有限会社	金沢市金石北2丁目13番38号			
有限会社 鳥井漁業部	金沢市金石西4丁目8番20号			
内 潟 政 司	かほく市外日角1号4番地3	南 浦	〃	石川県漁業協同組合南浦支所
中 寺 忠 生	かほく市木津へ58番地1			
気 谷 達 治	かほく市木津イ2番地			
駒 井 豊 志	羽咋市滝町カ211番地	羽 咋	〃	石川県漁業協同組合羽咋支所
株式会社 本吉漁業	羽咋市滝町カ244番地2			
中 條 一 利	羽咋市柳田町70字15-5			

西村豊	羽咋市柴垣町18-45			石川県漁業協同組合柴垣支所
吉川敬	羽咋市柴垣町十七字14番地	柴垣	〃	
漆原昇治	羽咋市柴垣町25字60番地			
加藤勝	羽咋郡志賀町高浜町又の14番地			石川県漁業協同組合高浜支所
川端進	羽咋郡志賀町高浜町ノの114番地4	高浜	〃	
加藤直樹	羽咋郡志賀町高浜町ノの79番地1			
高田敏明	羽咋郡志賀町上野乙の377番地4			石川県漁業協同組合志賀支所
松下健治	羽咋郡志賀町百浦△の75番地	志賀町	〃	
鍋島正幸	羽咋郡志賀町上野口の87番地1			
瀧田次八	羽咋郡志賀町福浦港港の182-1			石川県漁業協同組合福浦港支所
佐藤稔	羽咋郡志賀町福浦港マの72の2	福浦港	〃	
浜中外治	羽咋郡志賀町福浦港15字33番地4			
小川英樹	羽咋郡志賀町西海風無チの55番地			石川県漁業協同組合西海支所
久木喜久彦	羽咋郡志賀町西海風無りの55番地の2	西海	〃	
木村豊男	羽咋郡志賀町赤崎レの3番地			
笹原丈光	輪島市鳳至町下町51番地			石川県漁業協同組合輪島支所
川端進吉	輪島市輪島崎1部220番地6	輪島	〃	
沖崎新吉	輪島市鳳至町石浦町26番地			
太田均	鳳珠郡能登町字小木14字30番地2			石川県漁業協同組合小木支所
北濱一明	鳳珠郡能登町字小木3丁目21番地	小木	〃	
寺下恒夫	鳳珠郡能登町字小木15字22番地1			
藪下栄	鳳珠郡能登町字宇出津新1字190番地7			石川県漁業協同組合能都支所
六谷智一	鳳珠郡能登町字宇出津井字8番地1	能都	〃	
岩本秀和	鳳珠郡能登町字宇出津イ-9-1 たなぎ団地106号			
小沢信一郎	七尾市鵜浦町11部55番地			石川県漁業協同組合ななか支所
小坪武	七尾市鵜浦町9部7番地甲	鵜の浜	〃	
松島薫	七尾市鵜浦町8部107番地			

石川県告示第26号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
和気	能美市和気町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

2 中能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
飯山町	羽咋市飯山町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県中能登土木総合事務所河川砂防課及び羽咋

土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第27号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域について、次のとおり指定を解除する。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
和気	能美市和気町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第28号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除する。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
和気	能美市和気町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	一部

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)アルビス七尾店、スギ薬局七尾南店
七尾市国分町子16番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

アルビス株式会社 代表取締役 池田 和男
富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地
スギホールディングス株式会社 代表取締役 杉浦 広一
愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
アルビス株式会社 代表取締役 池田 和男
富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地
株式会社スギ薬局 代表取締役 杉浦 克典
愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年9月7日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,977平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 134台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 33台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 106平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 23.2立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前8時から午前0時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 3箇所
位置 縦覧による。
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
一部24時間
- 7 届出年月日
令和3年1月6日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部商工観光課
- 9 届出等の縦覧期間
令和3年2月2日から同年6月2日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和3年6月2日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

肥料登録有効期間更新公告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年2月2日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期限
石川 県 第196号	副産石灰肥料	転炉さい肥料	アルカリ分 45.0%	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公的規格のとおり	北陸産業株式会社 白山市鶴来水戸町ネ80番地	令和9年 2月1日

石川 県 告 示 第 7 号 の 2 の 公 布 告 告

石川 県 告 示 等 の 公 布 に 関 す る 規 則 (昭 和 4 5 年 石 川 県 規 則 第 3 8 号) 第 2 条 た だ し 書 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 県 庁 前 の 掲 示 場 に 掲 示 し て 公 布 し た 。

令 和 3 年 2 月 2 日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 告 示 第 7 号 の 2

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第30条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令 和 3 年 1 月 2 5 日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

- 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため
- 実施する区域
県内全域の家きん飼養農場(以下「農場」という。)
- 実施の期日
令和3年1月26日から同年2月28日まで
- 消毒方法
消石灰の農場内(鶏舎周囲及び農場外縁部)散布

県 営 緊 急 耐 震 工 事 計 画 の 決 定 及 び 縦 覧 告 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急耐震工事計画を定めたので、その関係書類を令和3年2月3日から同年3月5日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川 県 を 被 告 と し て (訴 訟 に お い て 石 川 県 を 代 表 す る 者 は 、 石 川 県 知 事 と な る 。) 、 決 定 の 取 消 し の 訴 え を 提 起 す る こ と が 可 能 だ 。

令 和 3 年 2 月 2 日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
南 谷 池 地 区	県 営 震 災 対 策 農 業 施 設 整 備 事 業	県 営 緊 急 耐 震 工 事 計 画 書 の 写 し	七 尾 市 産 業 部 農 林 水 産 課

建 設 業 の 営 業 の 停 止 命 令 の 告 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令 和 3 年 2 月 2 日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

- 処分をした年月日 令和3年1月27日
- 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

- (1) 商号 Q・ガーデン株式会社
 (2) 代表者の氏名 廣村 卓也
 (3) 主たる営業所の所在地 石川県金沢市八田町東895
 (4) 許可番号 石川県知事許可(般-28)第16940号
- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
- (1) 停止を命ずる営業の範囲
 全国における建設業に係る営業の全て
- (2) 期間
 令和3年2月11日から同月13日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実

Q・ガーデン株式会社の代表取締役は、従業員と共謀のうえ、会社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、平成31年4月19日、金沢市内の空き地において、廃棄物である廃木材、ベニヤ板等約32キログラムを焼却した。

以上のことが廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反したとして、同社及び同社の代表取締役は、令和元年10月15日に起訴され、同月23日付けで、金沢簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (電子国土基本図(地図情報)修正)	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	国土地理院 管内全域
基 本 測 量 (国土広域情報 修正)	令和元年8月1日から 令和2年3月31日まで	白山地区

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿中部防衛局長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (2級基準点測量)	令和元年6月27日から 令和2年3月31日まで	小松市向本折町 地内

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (車載写真レーザ)	令和元年9月26日から 令和2年3月31日まで	北陸地方整備局 管内

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (航空レーザ測量)	令和元年8月1日から 令和2年1月30日まで	石川県白山市白峰地先他

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、小松市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
小松都市計画土地区画整理事業	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン課

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、小松市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
小松都市計画用途地域	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン課

公 安 委 員 会

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和三年二月二日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第一号

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察の組織等に関する規則(昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
別表第一羽咋警察署の部三明駐在所の項中「三明駐在所」を「熊野駐在所」に、「同志賀町三明子一番地七」を「同志賀町豊後名一四番地一」に改める。

附 則

この規則は、令和三年二月二十二日から施行する。

石川海区漁業調整委員会

石川海区漁業調整委員会指示第3号

石川県海面において、竿釣及び手釣により水産動物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和3年2月2日

石川海区漁業調整委員会

会長 伊 藤 松 雄

- 次の(1)から(3)の区域内において、まき餌（こませ籠及びだんご釣りを含む。）の使用を禁止する。
 - かき養殖施設の各部から周囲50メートル以内の区域
 - コンクリート面造成したいわのり漁場
 - 舳倉島燈台、七ツ島の大島燈台及び嫁礁燈台の各中心点から半径5海里以内の区域
- 次の区域内において、船釣りを禁止する。

定置網漁業の漁具の各部から周囲200メートル以内の区域
- この指示の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。